## PICKUP**NEWS!!** 今月のトピックス

### ペット対策

### 災害に備えたペット対策

するためには、日頃からの備えが必要です。

大規模な災害が発生した場合、あなたと一緒に大切なペットも被災します。 災害により大切なペットと離れ離れになったり、避難場所でのトラブルを避けたり

また、避難所には多くの避難者が集まります。動物が苦手な人やアレルギーがある人、 小さい子どもや高齢者などさまざまな人と共に避難生活を送るために、避難所での飼 育管理に飼い主が責任を持つことが必要です。



### ペットとの避難

#### ●集団生活もできるようなしつけをする

避難所へ避難する際は、ケージ(檻)やリード(引き綱)での飼育が原則ですが、災害時はペットも強いストレスによりパニックになり、突発的な行動を取ることがあります。



ペットと安全に避難し、 避難所でのトラブルを避 けるためには、普段から の基本的なしつけが必要 です。

#### ポイント①

犬の場合は特に不必要に吠えないようにしつけ、猫の場合は不特定多数の人に接することに慣れさせましょう。

### ポイント②

一緒に避難しやすいように、首輪・リードに慣らしておきましょう。

### ポイント③

すぐに避難所へ移動できるように、キャリーバッグや ケージに慣れさせておきましょう。

### ペットのための備え

#### ●飼い主とペットの備蓄品の準備

緊急時の食べ物(長期保存できるもの)や飲み物、薬などを長期の被災に備えて、最低3日分(できれば7日分以上)は用意しておきましょう。

### 〈備蓄品の例〉

リード、首輪や胴輪、フード、水、食器、療養食、処方薬、ケージやキャリーバッグ、ペットシーツ、おもちゃ、トイレ砂など

### ●健康管理や獣医師との相談など

狂犬病の予防注射や各ワクチンの接種状況、既往症、現

在の健康状態、かかりつけの動物病院などの情報は災害時 においても役に立ちます。

また、災害発生時には感染症にかかる危険性も高まるので、ワクチンの接種やダニ、ノミ、寄生虫などの駆除も普段から行いましょう。

ペットの写真や健康 状態の記録を用意して おくと、早期の治療や 情報の伝達をスムーズ に行うことができます。



#### 日頃からの取組み

#### ●緊急時の預け先の検討

飼い主同士や親戚、友人などと相談し、緊急時の預け先を検討しておきましょう。避難所以外の、ストレスの少ない環境で生活できるよう、可能であれば親しい人やペットショップなどの一時的な預け先を決めておきましょう。

また、飼い主同士のコミュニティによって、災害時に協力してペットの飼育をしやすい環境を作ることができます。災害時のペットの取り扱いについて、ご近所とコミュニケーションを取っておきましょう。

#### ●講習会などへの積極的な参加

飼い主は、講習会や防災訓練に参加するなど、災害に対する意識を高めるとともに、知識を深めることが重要です。 避難所の確認や普段の散歩でペットと共に避難ルートを確認することで、災害時のスムーズな避難につながります。

ペットに対する災害対策の詳細については市ホームページ(QRコード)をご覧ください。



問合せ●危機管理防災課(TEL 262・9017)

### 自治組織

### 町会・自治会・町内会に加入しましょう あなたの力を地域の力に

市には、57の自治組織(町会・自治会・町内会)があります。 自治組織は、地域の皆さんが力を合わせて、防災・防犯 といった地域を守るための活動やごみゼロ運動・花いっぱ い運動などの環境美化活動、お祭りやスポーツ大会などの イベント、さらには、小学生の登下校時の見守り活動など、 自主的・自発的な活動に日々取り組んでいます。

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、地域 へ情報発信をしたり、効果があるとされるアルコール消毒 液やマスクを配布したり、それぞれが独自で地域の暮らし を守る活動を行っています。また、地域の活動には、市か ら積極的な支援を行っています。 しかし、自治組織への加入 率は年々減少しており、メリッ トを感じないという声もあり できるひとが できるときに できることを

皆さんは、災害が発生したとき、安心して避難することができますか?登下校時に、子どもたちの見守り活動が無くなったら安心できますか?

自治組織は「不安」を「安心」に変える組織です。市では、 多くの皆さんに自治組織の活動を感じていただき、地域の 絆をさらに深めて欲しいと考えています。

今こそ、地域の皆さんとつながりませんか。

### 問合せ●協働推進課(正262・9016)

### 防災訓練

### 第9回ふじみ野市総合防災訓練

### 全市民参加型の訓練は行いません

本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施してきた「全市民参加型」ではなく、市職員および防災関係機関のみで訓練を実施します。

### 訓練の概要

「午前8時30分に東京湾北部を震源とする震度5強(一部 震度6弱)の地震が発生し、市内全域にわたり家屋の全半壊、橋梁・ライフラインの損壊など、大きな被害が発生したこと」を想定し実施します。

市役所本庁舎に災害対策本部を、大井総合支所には災害 対策室をそれぞれ設置し、市職員による各応急対策訓練や 自衛隊、消防、警察などによる物資輸送、ウイルス感染症 を想定した救急搬送、道路啓開訓練を実施するなど、ふじ み野市地域防災計画に基づく初動体制を検証します。

#### ●参加団体

陸上自衛隊、東入間警察署、入間東部地区事務組合消防 本部、ふじみ野市消防団など

#### ●日時

### 令和2年11月8日四午前8時30分~正午

※防災行政無線により訓練放送を実施します。実際の災害 と間違わないようにご注意ください(8時20分に事前告知 の放送が流れます)。

### 災害が起きる前に確認

#### (1)災害時の行動を確認

- ●避難場所、避難経路を確認 避難所の場所は市ホームページ(QR コード)で確認できます。
- ●家族の集合場所、連絡方法を確認
- ●家具の転倒、落下防止対策をする
- ●非常時に必要な物を非常持ち出し袋 に入れ、いつも持ち出せるようにする



#### (2)自治組織への加入

過去に起きた災害の教訓から、災害時は「自助が7割、 共助が2割、公助が1割」といわれています。まず、自分の 身を守り、その後、地域の協力により災害に立ち向かうこ とが必要不可欠である、という教訓です。

そのためにも、自治組織(町会・自治会・町内会)へ加入し、日頃から地域でのコミュニケーションを大切にしましょう。

問合せ●危機管理防災課(TEL262・9017)

# PICKUP**NEWS!** 今月のトピックス



## 市職員の給与など人事行政の運営状況

市民の皆さんに、市職員の任用、給与、勤務条件、服務などの人事行政の運営状況をお知らせします。 部門別職員数や各種手当などの詳細については、市ホームページ(QR コード)に掲載しています。



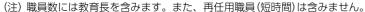
### 職員の任免および職員数に関する状況

### ●新規採用と再任用および退職の状況(令和元年度)

| 区分    | 新規採用 | 再任用 | 定年退職 | 勧奨退職 | 自己都合等退職 |
|-------|------|-----|------|------|---------|
| 一般行政職 | 21人  | 47人 | 9人   | 4人   | 7人      |
| 技能労務職 | 0人   | 3人  | 0人   | 0人   | 0人      |

#### ●職員数の状況(各年4月1日現在)

| 部門                    |       | 職員数   | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 |     |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|------|-----|
| □N 1                  | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年  | 増減数   | 増減数  | 増減数 |
| 一般行政部門・教育<br>・公営企業の合計 | 621人  | 621人  | 634人  | △8人   | 0人   | 13人 |



#### ●級別職員数および技能労務職員数の状況(令和2年4月1日現在)

| 区分           | 1級         | 2級       | 3級     | 4級        | 5級    | 6級    | 7級    | 8級    | 計    | 技能労務職                  | 合計   |
|--------------|------------|----------|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|------|------------------------|------|
| 標準的な<br>職務内容 | 主事補<br>技師補 | 主事<br>技師 | 主任     | 係長<br>副主査 | 副課長   | 課長    | 副参事   | 部長    | _    | 土木技能員、自動車<br>運転員、調理員など | -    |
| 職員数          | 37人        | 94人      | 223人   | 122人      | 53人   | 32人   | 12人   | 11人   | 584人 | 51人                    | 635人 |
| 構成比          | 6.34%      | 16.1%    | 38.18% | 20.89%    | 9.08% | 5.48% | 2.05% | 1.88% | 100% | _                      | _    |

(注)標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

### 職員の給与の状況

### ●職員給与費の状況(令和元年度普通会計決算)

| 職員数  |             | 給-        | <b>5</b> 費 |             | 職員1人当たり  |
|------|-------------|-----------|------------|-------------|----------|
| (A)  | 給料          | 職員手当      | 期末·勤勉手当    | 計(B)        | 給与費(B/A) |
| 563人 | 2,108,329千円 | 590,598千円 | 906,544千円  | 3,605,471千円 | 6,404千円  |

- (注) 1. 職員手当には、退職手当は含みません。
  - 2. 職員数は、全職員数から水道事業、下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業 に関わる職員を除いた数です。

### ●職員の初任給の状況

(令和2年4月1日現在)

| 区分  |     | 初任給      |
|-----|-----|----------|
| 一般  | 大学卒 | 188,700円 |
| 行政職 | 高校卒 | 160,100円 |

#### ●職員の平均給料月額と平均年齢の状況 (令和2年4月1日現在)

| 区分    | 平均給料月額   | 平均年齢  |
|-------|----------|-------|
| 一般行政職 | 313,036円 | 43.7歳 |
| 技能労務職 | 338,508円 | 51.3歳 |

#### ●特別職の報酬などの状況 (令和2年4月1日現在)

| 区分  | 給料(月額)   | 期末   | 手当    |
|-----|----------|------|-------|
| 市長  | 879,000円 | 6月期  | 2.25月 |
| 副市長 | 745,000円 | 12月期 | 2.25月 |
| 教育長 | 689,000円 | 計    | 4.5月  |
|     |          |      |       |

| 区分  | 報酬(月額)   | 期末   | 手当    |
|-----|----------|------|-------|
| 議長  | 464,000円 | 6月期  | 2.25月 |
| 副議長 | 410,000円 | 12月期 | 2.25月 |
| 議員  | 382,000円 | 計    | 4.5月  |

### ●職員手当の状況(令和2年4月1日現在) 区分 支給内容(月額)

| (本力)     | 文和19台(万创)  |  |  |  |
|----------|--|--|--|--|
| 扶養手当     | ・配偶者、その他 6,500円(3,500円)<br>※()内は行政職8級の職員。<br>・子 10,000円<br>※子については年齢による加算措置有り。                   |  |  |  |
| 地域手当     | 12%  |  |  |  |
| 住居手当     | 借家·借間 28,000円 (支給限度額)  |  |  |  |
| 期末手当勤勉手当 | (期末手当) (勤勉手当)<br>6月期 1.30月分 0.95月分<br>12月期 1.30月分 0.95月分<br>計 2.60月分 1.9月分<br>※職制上の段階などによる加算措置有。 |  |  |  |
| その他手当    | 退職手当・通勤手当・特殊勤務<br>手当を支給  |  |  |  |

### 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### ●職員の勤務時間および週休日(令和2年度)

| 1週間の    | 勤務時間の割り振り |       |             |         |  |
|---------|-----------|-------|-------------|---------|--|
| 勤務時間    | 始業        | 終業    | 休憩時間        | 週休日     |  |
| 38時間45分 | 8:30      | 17:15 | 12:00~13:00 | 土曜日・日曜日 |  |

(注)保育所や公民館などでは、勤務形態が異なる場合があります。

### ●年次有給休暇の状況(令和元年度)

| 1人当たり平均使用日数 | 平均取得率 |
|-------------|-------|
| 11.9⊟       | 32.1% |

#### ●休暇など

| 年次有給休暇 | 年20日とし、繰越は最大年20日間   |
|--------|---|
| 特別休暇   | 選挙権の行使、結婚、出産、夏季、交通機関の事故、<br>子の看護など特別の事由により勤務しないことが相当<br>であると認められる期間     |
| 病気休暇   | 負傷または疾病のため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、90日以内の期間                             |
| 育児休業   | 3歳に満たない子を養育するための期間  |
| 介護休暇   | 配偶者、父母、子、同居している祖父母、兄弟姉妹などで負傷、疾病または老齢により日常生活に支障のある者を介護する場合、2週間以上6カ月以下の期間 |

### 職員の休業の状況

### ●育児休業および部分休業の取得状況(令和元年度)

| 育児休業 | 部分休業 |
|------|------|
| 23人  | 29人  |

### 職員の人事評価の状況

全職員を対象に、毎年度10月に中間評価、2月に暫定評価、3月 に最終評価を行い、昇給額・勤勉手当・昇任に活用しています。

### 職員の研修の状況

### ●職員研修の実施状況(令和元年度)

| 研修の種類 | 修了者数 | 研修の種類  | 修了者数 |
|-------|------|--------|------|
| 階層別研修 | 313人 | 派遣研修   | 38人  |
| 特別研修  | 507人 | 広域共同研修 | 36人  |
|       | 合計   |        | 894人 |

### 職員の福祉および利益の保護の状況

### ●職員の福利厚生の状況(共済組合)

短期給付=公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、 災害時の給付

長期給付=老齢・障害・遺族の各厚生年金などの年金給付 福祉事業=保健、宿泊、貯金、貸付などの事業

### 職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされ る処分であり、制裁的意味合いはありません。一方、懲戒処分 とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を 図る制裁的処分です。

#### ●職員の分限と懲戒処分(令和元年度)

| 区分        | 種類       | 該当者 |
|-----------|----------|-----|
| 公阳加公      | 降任·免職    | なし  |
| ) PLXXLL) | 休職       | 5人  |
| 微量加入      | 戒告       | 1人  |
|           | 減給·免職·停職 | なし  |

(注)休職とは、心身の故障のため長期療養を要するものに対する処分です。 休職となった場合、休職の期間が満1年に達するまでは、給料および手 当の100分の80が支給され、休職が1年を経過したときは無給となりま す。また休職期間中は埼玉県市町村職員共済組合から傷病手当金として、 市から支給される給与との差額が1年6カ月間支給されます。

### 職員の服務の状況

全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務 し、職務遂行に当たっては、全力で奉仕しなければなりません。 この服務の基本原則を忠実に実行するため、地方公務員法では、 職員に以下のような義務を課しています。

法令および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為 の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行 為の制限、争議行為などの禁止、営利企業などの従事制限

### 職員の退職管理の状況

行政職8級(部長級)の職員が退職した場合は「ふじみ野市退 職管理に関する規則」により、営利企業などに再就職する場合 には市への届け出を義務付けています。

令和元年度の届け出はありませんでした。

### 公平委員会の業務の状況

| 内容              | 該当(令和元年度) |
|-----------------|-----------|
| 勤務条件に係る措置の要求    | なし        |
| 不利益処分に関する不服申し立て | なし        |

(TEL 262 • 9008) 問合せ●人事課

ふじみ野 2020.11

# PICKUP**NEWS!** 今月のトピックス

### DV

## これってDV!? 怖いと感じたり緊張したりしていませんか

### 一人で悩まず すぐに相談を

プラス **DV 相談 十** (内閣府の相談窓口)

つなぐ はやく m 0120 · 279 · 889

メールや SNS でも相談を受け付けています (QR コード) ※ 24 時間受付。





女性に対する暴力をなくす運動 11月12日(木)~25日(水)

### その他の通報・相談窓口(緊急の場合は迷わず 110番)

| 相談機関                           | 電話番号                                      | 受付時間   |  |
|--------------------------------|---|--|--|
| DV 相談ナビ<br>(県婦人相談支援センター)       | #8008 (はれれば)<br>※一部の IP 電話からは<br>つながりません。 | 毎日(年末年始を除く)午前 9 時 30 分~午後 8 時 30 分<br>(日曜日・祝日は午後 5 時まで)                    |  |
| よりそいホットライン<br>(性暴力、DV など女性の相談) | 0120・279・338<br>(案内 3 番)                  | 24 時間年中無休(通話料無料)   |  |
| ふじみ野市 女性のための DV・総合相談(女性専用)     | 049 • 262 • 9025                          | 月〜金曜日午前8時30分〜午後5時15分(祝日・年末年始を除く)<br>▶女性相談員による面談<br>月・火・木曜日午前10時〜正午、午後1時〜4時 |  |

#### ● DV とは

夫婦やパートナー(事実婚や元配偶者も含む)など親密 な間柄で行われる暴力行為を DV(ドメスティック・バイ オレンス) といいます。

### ●DVの例

| 身体的暴力                     | 殴る、蹴る、髪を引っ張る、物を投げつける、<br>突き飛ばす、刃物を振りかざす   |
|---------------------------|---|
| 精神的暴力<br>(モラル・<br>ハラスメント) | 無視する、馬鹿にする、怒鳴る、脅す、交友関係を制限する、電話・メールをチェックする |
| 経済的暴力                     | 生活費を渡さない、外で働くことを制限する                      |
| 性的暴力                      | 性行為を強要する、避妊に協力しない                         |
| 子どもを利用<br>した暴力            | 子どもへの加害をほのめかす、子どもに被<br>害者が悪いと思わせる         |

### DV パネル展・図書展示

#### ●パネル展示

**日程** 12月1日以~8日以

場所 市役所本庁舎 2 階 市民総合相談室前

展示内容 デート DV に関するパネル、パープルリボンキャ ンペーンタペストリーの展示 (タペストリーは 4 日金まで)

### ●図書展示

日程 11月2日(1)~30日(1)

場所 上福岡図書館、大井図書館

### 性暴力をなくそう

### ●若年層の被害

「モデル、アイドルにな りませんか」と声を掛けら れた、「高収入アルバイト」



に応募した。それをきっかけに若い女性が性的な被害を受 ける問題が発生しています。

●性犯罪・性暴力の被害に遭われた方の相談窓口(QRコード) 被害に遭うのは女性とは限りません。男 性や子どもが被害に遭うこともあります。

一人で悩まず相談機関にご相談ください。



### 性暴力等犯罪被害専用相談電話

### アイリスホットライン





※24時間·365日受付。 ※11月1日からフリーダイヤル化。

埼玉県、(公社)埼玉犯罪被害者援助センター、埼玉県産 婦人科医会、埼玉県警察が運営している、性犯罪や性暴力 の被害に遭われた方の支援を行う相談電話です。法律的に 守秘義務を有する女性相談員が対応します。

「ふじみ野市 女性のための DV・総合相談」(上表参照) でも相談できます。

#### 問合せ●市民総合相談室(TEL262・9025)

### 児童虐待

### STOP 児童虐待 おかしいと感じたら迷わず連絡!子どもの命が最優先です

### 「虐待かも」と思ったら―



### 全国共通ダイヤル

(お近くの児童相談所につながります) ※ 24 時間対応。



子ども虐待防止 オレンジリボン運動

### その他の通報・相談窓口(緊急の場合は迷わず 110番)

| CALL TO THE TENTH OF THE TENTH |                  |   |  |  |
|---|------------------|---|--|--|
| 相談機関  | 電話番号             | 受付時間                                      |  |  |
| 川越児童相談所   | 049 • 223 • 4152 | 月~金曜日 午前 8 時 30 分~午後 6 時 15 分(祝日・年末年始を除く) |  |  |
| 市子ども家庭総合支援拠点<br>(子育て支援課内)   | 049 • 262 • 9034 | 月~金曜日 午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分(祝日・年末年始を除く) |  |  |

### ●児童虐待とは

児童虐待とは、保護者(親または親に代わる養育者)が 子どもの心や体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に 深刻な影響を与える人権侵害です。愛情に根ざした「しつ け」のつもりでも、現実に子どもの心や体が傷つく行為で あれば虐待です。保護者側の事情ではなく、子ども側の視 点から保護者の行為が子どもにどのような影響を与えてい るかによって判断します。

#### ●児童虐待の例

| 身体的虐待 | 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、<br>やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、<br>縄などにより一室に拘束する                       |  |  |  |
|-------|--|--|--|--|
| 心理的虐待 | 「お前はダメな子」などの言葉による脅し、無視、兄弟・姉妹間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV:ドメスティック・バイオレンス)         |  |  |  |
| ネグレクト | 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく<br>不潔にする、自動車の中に放置する、重い<br>病気になっても病院に連れて行かない、保<br>育園・幼稚園・学校に通わせない |  |  |  |
| 性的虐待  | 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、<br>性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィ<br>の被写体にする                               |  |  |  |

### ●虐待と思われる子どもを発見した場合

速やかに、勇気をもって通報してく ださい。通報した人の情報が外部に漏 れることはありません。



### ●児童虐待の状況

川越児童相談所管内における児童虐待相談受付件数(下 表参照)は年々増加しており、令和元年度は2,347件と、 平成24年度の3.4倍です。この状況に対応するため、市子 ども家庭総合支援拠点を中心とし、保健センター、保育園、 小・中学校などの関係機関と連携し、虐待の早期発見・早 期対応に努めています。

虐待の種別ではネグレクト、心理的虐待が多く見られて います。心理的虐待の中には、DVが多く含まれています。

### **児童虐待相談受付件数・種類**(川越児童相談所)

| (単位 | : | 件 |
|-----|---|---|
|     |   |   |

|      | 身体的<br>虐待 | 心理的<br>虐待 | ネグレクト | 性的虐待 | 合計    |
|------|-----------|-----------|-------|------|-------|
| 24年度 | 164       | 368       | 145   | 11   | 688   |
| 25年度 | 218       | 381       | 187   | 9    | 795   |
| 26年度 | 249       | 563       | 194   | 16   | 1,022 |
| 27年度 | 217       | 624       | 159   | 17   | 1,017 |
| 28年度 | 261       | 768       | 302   | 26   | 1,357 |
| 29年度 | 348       | 1,131     | 309   | 20   | 1,808 |
| 30年度 | 378       | 1,282     | 356   | 18   | 2,034 |
| 元 年度 | 465       | 1,448     | 407   | 27   | 2,347 |

### ●虐待は子どもに深い傷を残します

虐待を受けた子どもは、虐待から救われた後にも、体の 傷や栄養不足による発育不良や知的発達の遅れのほか、心 の領域にも深刻な影響が及び行動面にもさまざまな問題が 現れることがあります。

### ▶心理的な影響の例

- ・トラウマが生じ、心にさまざまな問題が起こる
- ・劣等感や無気力を感じる
- ・良好な人間関係を作るのが困難になる

#### 問合せ●子育て支援課(TEL262・9034)